

第105期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ①計算書類の「株主資本等変動計算書」および「計算書類の注記」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結計算書類の注記」

（ 平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで ）

株式会社 広島銀行

①計算書類の「株主資本等変動計算書」および「計算書類の注記」

●第105期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計		
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金			
当 期 首 残 高	54,573	30,634	68	30,703	40,153	170,604	22,779	233,536	△1,402	317,411
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△6,533	△6,533		△6,533
別途積立金の積立						16,000	△16,000	－		－
当 期 純 利 益							30,002	30,002		30,002
自己株式の取得									△15	△15
自己株式の処分			113	113					449	562
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	113	113	－	16,000	7,469	23,469	433	24,016
当 期 末 残 高	54,573	30,634	182	30,816	40,153	186,604	30,249	257,006	△969	341,427

	評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	65,658	△1,125	27,344	91,878	383	409,672
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△6,533
別途積立金の積立						－
当 期 純 利 益						30,002
自己株式の取得						△15
自己株式の処分						562
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	137	360	439	937	△49	888
当期変動額合計	137	360	439	937	△49	24,905
当 期 末 残 高	65,796	△764	27,784	92,815	334	434,577

●計算書類の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	22年～50年
そ　　他	3年～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当行の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法は、従来、定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法へ変更しております。

当行は、当期よりスタートした「中期計画2015～地域と共に未来を『創る』～」において、営業強化や顧客利便性向上を目的とした営業用店舗の大幅改修や建替、事務機器等の更改投資等を実施しております。これらの投資案件について、投資形態の在り方も含め総合的に検討を行った結果、当行の営業用店舗等及び事務機器等は長期安定的に使用され、その使用価値は存続期間を通じて概ね一定であるため、使用実態に合わせて減価償却方法を定率法から定額法へ変更することが、経営の実態をより適切に反映するものと判断いたしました。

この変更により、従来の方法によった場合に比べて、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ587百万円増加しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年・10年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,960百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異　：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来使用見込額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引について、連結計算書類「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 13,254百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,408百万円、延滞債権額は45,095百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,784百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,276百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は71,563百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、26,186百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	669,020百万円
その他資産	19百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,506百万円
売現先勘定	129,184百万円
債券貸借取引受入担保金	268,079百万円
借入金	120,117百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券61,136百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金2,313百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替等の額面金額は、4百万円であります。

8. 現先取引及びデリバティブ取引に係る担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは2,807百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,634,589百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,568,057百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 31,032百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 47,008百万円
 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 12,779百万円
 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金25,000百万円が含まれております。
 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は37,358百万円であります。
 15. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託6,424百万円であります。
 16. 関係会社に対する金銭債権総額 32,294百万円
 17. 関係会社に対する金銭債務総額 16,163百万円

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益
 資金運用取引に係る収益総額 531百万円
 役務取引等に係る収益総額 546百万円
 その他業務・その他経常取引に係る収益総額 48百万円
 関係会社との取引による費用
 資金調達取引に係る費用総額 3百万円
 役務取引等に係る費用総額 1,203百万円
 その他の取引に係る費用総額（営業経費） 412百万円
 2. 「その他の経常費用」には、睡眠預金払戻損失引当金繰入による損失1,495百万円及び貸出債権売却等による損失386百万円を含んでおります。
 3. 関連当事者との取引に関する事項

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ひろぎん保証株式会社	所有 直接 100.00%	各種ローンの被債務保証取引 役員の兼任	ローン債権に対する被債務保証 (注)	820,539	—	—

（注） 保証条件は、商品ごとに保証対象の各種ローンの信用リスク等を勘案し、決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	3,422	23	1,093	2,352	(注)
合計	3,422	23	1,093	2,352	

(注) 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求3千株、E S O P 信託による当行株式の当行従業員持株会への売却591千株及び新株予約権の権利行使による譲渡498千株によるものであります。

E S O P 信託が所有する当行株式は、当事業年度期首株式数に1,685千株及び当事業年度末株式数に1,094千株含まれております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成28年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	2

2. 満期保有目的の債券（平成28年3月31日現在）

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成28年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	840
関連法人等株式	12,414
合計	13,254

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成28年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	78,820	36,043	42,776
	債券	1,336,699	1,316,669	20,030
	国債	1,040,116	1,027,209	12,907
	地方債	126,717	123,915	2,801
	社債	169,866	165,544	4,321
	その他	412,741	373,385	39,355
	小計	1,828,261	1,726,099	102,161
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	26,822	30,989	△4,167
	債券	21,308	21,335	△27
	国債	12,707	12,722	△14
	地方債	2,420	2,424	△3
	社債	6,180	6,189	△9
	その他	108,616	112,242	△3,626
	小計	156,747	164,567	△7,820
合計		1,985,008	1,890,666	94,341

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	4,302
その他	997
合計	5,299

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度において、非上場株式について5百万円減損処理を行っております。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	5,285	634	307
債券	428,280	4,279	1,911
国債	417,853	4,264	1,910
地方債	6,960	13	—
社債	3,467	1	1
その他	581,828	12,584	10,095
合計	1,015,394	17,498	12,314

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、143百万円（うち、株式143百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込みがあると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成28年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成28年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成28年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	156	156	—	—	—

（注） 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	13,855百万円
有価証券評価損	741百万円
減価償却	969百万円
その他	4,919百万円
繰延税金資産小計	20,486百万円
評価性引当額	△2,503百万円
繰延税金資産合計	17,982百万円
繰延税金負債	
退職給付引当金	△4,405百万円
退職給付信託設定益・解除益	△691百万円
その他有価証券評価差額金	△28,545百万円
繰延税金負債合計	△33,642百万円
繰延税金資産（△負債）の純額	△15,660百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32%から、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31%になります。この税率変更により、繰延税金負債は505百万円、繰延ヘッジ損益は11百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金は920百万円、法人税等調整額は404百万円それぞれ増加しております。再評価に係る繰延税金負債は439百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	697円11銭
1 株当たりの当期純利益金額	48円19銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	48円13銭

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結計算書類の注記」

●第105期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	54,573	30,704	240,990	△1,416	324,851
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△6,533		△6,533
親会社株主に帰属する当期純利益			31,355		31,355
自 己 株 式 の 取 得				△15	△15
自 己 株 式 の 処 分		113		449	562
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	113	24,821	433	25,368
当 期 末 残 高	54,573	30,817	265,811	△982	350,220

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	退職給付に 係る調整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	65,661	△1,125	27,344	19,080	110,960	383	436,195
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△6,533
親会社株主に帰属する当期純利益							31,355
自 己 株 式 の 取 得							△15
自 己 株 式 の 処 分							562
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	136	360	439	△14,532	△13,595	△49	△13,644
当 期 変 動 額 合 計	136	360	439	△14,532	△13,595	△49	11,724
当 期 末 残 高	65,797	△764	27,784	4,548	97,365	334	447,919

●連結計算書類の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記（イ）と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	22年～50年
そ の 他	3 年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当行の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法は、従来、定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法へ変更しております。

当行は、当期よりスタートした「中期計画2015～地域と共に未来を『創る』～」において、営業強化や顧客利便性向上を目的とした営業用店舗の大幅改修や建替、事務機器等の更改投資等を実施しております。これらの投資案件について、投資形態の在り方も含め総合的に検討を行った結果、当行の営業用店舗等及び事務機器等は長期安定的に使用され、その使用価値は存続期間を通じて概ね一定であるため、使用実態に合わせて減価償却方法を定率法から定額法へ変更することが、経営の実態をより適切に反映するものと判断いたしました。

この変更により、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ587百万円増加しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年・10年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,960百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日の為替相場により換算しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(12) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 取引の概要

当行は、平成23年6月1日に、当行の業績や株価への意識を高め企業価値向上を図ることを目的とし、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」を導入しました。

当行が「広島銀行従業員持株会」(以下、「当行持株会」という。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は5年間にわたり当行持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を一括して取得します。その後、当該信託は当行株式を毎月一定日に当行持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当行が借入先銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

(2) 当行は、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

- ① 信託における帳簿価額は388百万円であります。
- ② 信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。
- ③ 信託が保有する自社の株式の期末株式数は1,094千株、期中平均株式数は1,409千株であります。
- ④ 期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社株式及び出資金を除く) 9,664百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,461百万円、延滞債権額は45,095百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,784百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,276百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は71,617百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、26,186百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	669,020百万円
その他資産	19百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,506百万円
売現先勘定	129,184百万円
債券貸借取引受入担保金	268,079百万円
借入金	120,117百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券61,136百万円を差し入れております。また、その他資産には、金融商品等差入担保金3,509百万円及び保証金2,365百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替等の額面金額は、4百万円であります。

8. 現先取引及びデリバティブ取引に係る担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは2,807百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,631,519百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,564,987百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 31,032百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 47,105百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額 12,779百万円

13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金25,000百万円が含まれております。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は37,358百万円あります。

15. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託6,424百万円あります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、株式等売却損2,323百万円、睡眠預金払戻損失引当金繰入による損失1,495百万円及び貸出債権売却等による損失849百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	625,266	—	—	625,266	
合計	625,266	—	—	625,266	
自己株式					
普通株式	3,476	23	1,093	2,406	(注)
合計	3,476	23	1,093	2,406	

(注) 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求3千株、E S O P 信託による当行株式の当行従業員持株会への売却591千株及び新株予約権の権利行使による譲渡498千株によるものであります。

E S O P 信託が所有する当行株式は、当連結会計年度期首株式数に1,685千株及び当連結会計年度末株式数に1,094千株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—				334	
	合計		—				334	

3. 配当に関する事項

- (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年 6月25日 定時株主総会	普通株式	3,109百万円 (注1)	5.0円	平成27年 3月31日	平成27年 6月26日
平成27年 11月9日 取締役会	普通株式	3,424百万円 (注2)	5.5円	平成27年 9月30日	平成27年 12月10日

(注) 1. 配当金の総額には、E S O P 信託に対する配当金8百万円を含めておりません。

2. 配当金の総額には、E S O P 信託に対する配当金7百万円を含めておりません。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成28年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年 6月28日 定時株主総会	普通株式	3,426百万円	利益剰余金	5.5円	平成28年 3月31日	平成28年 6月29日

(注) 配当金の総額には、E S O P 信託に対する配当金6百万円を含めておりません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行及びグループ会社（以下、「当行」という。）は、銀行業務を中心に、金融商品取引、信用保証、リース、クレジットカード等の金融サービスを提供しております。これらの業務のうち、中核をなす銀行業務においては、預金の受け入れによる資金調達、貸出金や有価証券投資による資金運用を行っております。当行が保有する金融資産及び金融負債は金利変動、為替変動及び価格変動を伴うことから、こうした変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理（A L M）を行っており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。また、お客さまへのリスクヘッジ手段の提供を目的としたデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、貸出先の信用状態の悪化等によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び取引先との間の良好な関係を構築又は維持するために保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーは、一定の環境の下で当行が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、取引先の金融ニーズに基づく為替予約や通貨スワップ等、及びA L Mの一環として行う金利スワップ等があり、金利・為替などの市場変化により損失が発生する市場リスクや取引相手方の破綻等により当初の契約どおりに取引が履行されなくなる信用リスク（カウンター・パーティリスク）に晒されております。このうちA L Mの一環として行う金利スワップ等は、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジの有効性の評価方法は、実務指針等に定められた方法により評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の信用状態の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。

(審査体制)

当行では、営業店が採り上げる主要な貸出案件について、営業部門とは独立した審査部門が、厳正な審査を行う体制となっております。審査部門では、業種毎に審査ラインを設けて対応しているほか、お取引先企業の財務内容を健全化し、企業再生を実現するための専担ラインを設けており、お取引先の経営改善支援の取り組みにも力を注いでおります。

貸出案件の採り上げに当たっては、取締役会が定めた「与信基本原則規程」に基づき、法令や公序良俗に反する案件を排除することはもちろん、資金使途や返済原資、保証や担保等を十分確認するほか、収益性や公共性の観点からも慎重な検討を行っております。

また、お客さまからのお借入条件の変更等のお申込みについては、同様に取締役会が定めた「金融円滑化管理に関する基本方針」に基づき、お客さまの実態に合わせた真摯な対応を行っています。審査においては財務諸表等の表面的計数や特定の業種であることのみに基づく機械的・画一的な判断を行わない等、お客さまのニーズ・悩みを共有し、創意工夫するなかで、適切かつ迅速な審査を行うこととしています。

審査体制の充実・強化については、個別与信管理の中で企業の信用力の適切な把握に努めているほか、様々な研修等により行員の審査能力向上を図る等、継続的に取り組んでおります。

（信用格付制度をベースとしたリスク管理）

貸出金の信用リスクを客観的に把握するため、当行では信用格付制度を導入し、お取引先の信用力格差を財務データ等に基づき12段階に細分化して、その変化を継続的に把握しております。また、格付に基づく信用リスクの計量化を実施し、貸出資産における信用リスクの状況の把握や資本配賦運営等に活用しております。

さらに、格付別のデフォルト率やデフォルト先からの回収実績等、信用リスクの計量化に必要なデータを蓄積・整備するとともに、高度な計量化手法を導入し、より精緻にリスク量を把握するよう努めております。

（資産の自己査定）

信用格付制度の運営と並行して、毎年度行う資産の自己査定により、貸出等の資産内容の健全性を厳しくチェックしております。具体的には、営業店で融資先の財務状況に基づき査定した結果について、その妥当性を本店の審査部門でチェックしております。さらに、リスク統括部が主要なものを抽出し、再度、その妥当性と正確性を厳格に検証するとともに、監査部門がプロセス監査を実施しております。この自己査定に基づいて、回収ができないと合理的に見込まれるものは、全額引当処理（当該連結会計年度の損失として計上すること）を行い、資産の内容を常に健全な状態に保っております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。

当行では、有価証券だけでなく、預貸金等を含めた資産負債総合管理（ALM）の充実・強化を図ることによって金利をはじめとする市場リスクをコントロールし、収益の安定化を図っております。ALMに基づく分析・シミュレーション結果は、経営計画策定上の重要な判断要素として毎年度の経営方針に反映しております。

また、市場リスクの管理を厳格に実施するため、リスク量の限度額等を設定するとともに、ヘッジ方針や資産価値が減少した場合の報告・協議ルール等を定め、市場の動きに迅速かつ適切に対応し、収益の安定化を図る体制を構築しております。限度額等の遵守状況は、ポジション額、リスク量、損益状況等の主要な計数とともに日次で管理しております。

また、時価主義会計に的確に対応して、保有目的区分に基づく厳正な会計処理を行い、市場価格の変動を適切に財務内容に反映しております。

（トレーディング勘定のリスク管理）

トレーディング勘定（有価証券及びオフバランス取引において、短期的な売買差益やお客さまの依頼に基づく取次等を目的とした取引）については、バンキング勘定（預貸金取引及び投資有価証券取引とそれに関連する取引）との性格の違いから、特別な管理を行っております。当行では特定取引勘定を設置し、時価に基づく透明な会計処理を実施して管理強化を図っております。自己ポジションによるディーリングについては、ポジション枠やロスカット等に関する厳格なルールの下で、限定的なポジションでの運営に努めているほか、対顧客取引については、原則として銀行間市場でフルカバーをとることにより、スクエアポジションでの運営を実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、資金繰りがつかなくなる場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等により損失を被るリスクのことです。

当行では、綿密な資金計画に基づくポジション管理により、資金調達可能額に対して常に余裕を持った資金繰り運営を行っております。また、厳格な資金繰り運営を行うために、毎年度、市場調達額が過大とならないように一定の限度枠を設けているほか、短期間に資金化できる流動性資産を一定水準以上保有することを定めるとともに、資金繰り状況に応じた対応を定めております。

さらに、資金繰り及び流動性リスクの状況や資金繰りに影響を与える事項についてモニタリングを行い、不測の事態が発生した場合も迅速かつ的確に対応する体制を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、「連結貸借対照表計上額」の重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等については、次表に含めておりません（注2参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
資 産			
(1) 現金預け金	712,514	712,514	—
(2) コールローン及び買入手形	10,766	10,766	—
(3) 買入金銭債権	6,824	6,824	—
(4) 特定取引資産（*2）			
売買目的有価証券	918	918	—
(5) 金銭の信託	189	189	—
(6) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
其他有価証券	1,980,828	1,980,828	—
(7) 貸出金	5,267,812		
貸倒引当金（*1）	△33,250		
	5,234,562	5,404,934	170,372
資産計	7,946,603	8,116,975	170,372
負 債			
(1) 預金	6,792,193	6,792,916	722
(2) 譲渡性預金	221,525	221,539	13
(3) コールマネー及び売渡手形	25,288	25,288	—
(4) 売現先勘定	129,184	129,184	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	268,079	268,079	—
(6) 借入金	161,128	162,230	1,102
(7) 社債	20,000	20,522	522
負債計	7,617,399	7,619,760	2,360
デリバティブ取引（*1）（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,702	1,702	—
ヘッジ会計が適用されているもの	988	988	—
デリバティブ取引計	2,690	2,690	—

- (※ 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、デリバティブに対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
- (※ 2) 特定取引資産には、デリバティブ取引は含めておりません。
- (※ 3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、満期のある預け金についても、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、優先劣後等のように質的に分割されており保有者が複数であるような信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。それ以外のものについては、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

金銭の信託のうち、外部格付を有するものは、元利金の合計額を期間ごとの外部格付別平均利回りで割り引いて時価を算定しております。それ以外のものについては、信託財産構成物が満期のない預け金等から構成されており、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 有価証券

株式は、取引所の価格、債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金については、貸出商品の種類、貸出金利の種類、一定の期間及び内部格付に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定(※)しております。

(※) 金利スワップ等の特例処理の対象とされた長期貸出金の時価については、金利スワップ等の時価(「デリバティブ取引」参照)を当該長期貸出金の時価に加算して算出しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、預金商品の種類、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、及び(5) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金については、調達の種類ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 社債

当行の発行する社債の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

デリバティブ取引

金利関連取引及び通貨関連取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等によっております。クレジットデリバティブ取引については、取引先金融機関から提示された価額等によっております。

なお、金利スワップ等の特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期貸出金と一体として処理されているため、その時価は当該長期貸出金の時価に含めて記載しております（「資産(7)」参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、「資産(6) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（*1）（*2）	13,967
その他	997
合計	14,964

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について5百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成28年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	2

2. 満期保有目的の債券（平成28年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券（平成28年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	78,820	36,043	42,776
	債券	1,336,699	1,316,669	20,030
	国債	1,040,116	1,027,209	12,907
	地方債	126,717	123,915	2,801
	社債	169,866	165,544	4,321
	その他	412,741	373,385	39,355
	小計	1,828,261	1,726,099	102,161
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	26,822	30,989	△4,167
	債券	21,308	21,335	△27
	国債	12,707	12,722	△14
	地方債	2,420	2,424	△3
	社債	6,180	6,189	△9
	その他	108,616	112,242	△3,626
	小計	156,747	164,567	△7,820
合計		1,985,008	1,890,666	94,341

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	5,285	634	307
債券	428,280	4,279	1,911
国債	417,853	4,264	1,910
地方債	6,960	13	—
社債	3,467	1	1
その他	581,828	12,584	10,095
合計	1,015,394	17,498	12,314

6. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、143百万円（うち、株式143百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当連結決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込みがあると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成28年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成28年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
満期保有目的の金銭の信託	33	33	—	—	—

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成28年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	156	156	—	—	—

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32%から、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31%になります。この税率変更により、繰延税金資産は44百万円、繰延税金負債は591百万円、繰延ヘッジ損益は11百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金は920百万円、退職給付に係る調整累計額は65百万円、法人税等調整額は428百万円それぞれ増加しております。再評価に係る繰延税金負債は439百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	718円59銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	50円37銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	50円30銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 118百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 12名	当行取締役 11名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 383,200株	普通株式 358,300株
付与日	平成22年7月28日	平成23年7月27日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成22年7月29日 ～平成52年7月28日	平成23年7月28日 ～平成53年7月27日

	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 10名	社外取締役以外の 当行取締役 10名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 450,100株	普通株式 267,400株
付与日	平成24年7月27日	平成25年7月25日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成24年7月28日 ～平成54年7月27日	平成25年7月26日 ～平成55年7月25日

	平成26年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	社外取締役以外の 当行取締役 10名	社外取締役以外の 当行取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 309,400株	普通株式 165,000株
付与日	平成26年7月30日	平成27年7月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成26年7月31日 ～平成56年7月30日	平成27年8月1日 ～平成57年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	182,400	199,400	285,300
権利確定	—	—	—
権利行使	92,500	104,200	129,400
失効	—	—	—
未行使残	89,900	95,200	155,900

	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	309,400	—
付与	—	—	165,000
失効	—	—	—
権利確定	—	309,400	—
未確定残	—	—	165,000
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	219,800	—	—
権利確定	—	309,400	—
権利行使	79,500	93,300	—
失効	—	—	—
未行使残	140,300	216,100	—

② 単価情報

	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円
行使時平均株価	736円	736円	736円
付与日における公正な評価単価	326円	322円	223円

	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円
行使時平均株価	736円	736円	—
付与日における公正な評価単価	410円	457円	673円

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成27年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
(2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成27年ストック・オプション
株価変動性 (注1)	26.193%
予想残存期間 (注2)	6.21年
予想配当 (注3)	9円/株
無リスク利率 (注4)	0.136%

(注) 1. 予想残存期間(6.21年)に対応する期間(平成21年5月から平成27年7月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 過去の役員データにより、平均的な退任時期を見積もっています。
3. 平成27年3月期の配当実績
4. 予想平均残存期間に対応する国債の利回り

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

以上